

決算特別委員会の見直し

1 現状と課題

- 11月中下旬まで決算審査を行っているため、翌年度の予算要求に決算審査の成果が間に合っていない。
- 決算と予算を別の組織・委員が審査しているため、決算審査が予算審査につながりにくい。

2 見直しの概要

(1) 基本的な考え方

- ① 9月定例会で決算特別委員会を設置し、議長及び監査委員を除く全議員を委員に選任する。
- ② 常任委員会を単位とした分科会を設けて部局別審査に当たり、11月上旬に審査を終了する。

〈効果〉前年度の決算(事業の実績・成果)と当該年度の実施状況(進捗)と翌年度の予算(計画)を同一の組織・委員が審査することが可能となり、PDCAサイクルの強化が図られる。

(2) 日程及び内容

審査日時(会場)	内 容
1日目 (10月29日 10時30分開会) (本会議場)	【開会日】 ・ 審査日程、会議録署名委員、分科会委員長等決定 ・ 会計管理者による決算概要の説明 (企業会計、がんセンター会計は分科会で説明) ・ 代表監査委員による監査意見の概要説明 ○出席者：全委員(66人)、経営管理部長、会計管理者、代表監査委員
2日目から4日目 (10月30日から11月 1日10時30分開会) (各委員会室)	【分科会による部局別審査】 ・ 常任委員会と同じ所管の部局の決算審査を行う (議会事務局は総務分科会が審査) ※審査終了後、分科会は閉会
5日目 (11月7日 13時30分開会) (本会議場)	【閉会日】 ・ 各分科会委員長は審査の経過及び結果並びに意見を報告 ・ 分科会委員長報告に対する質疑、採決 ○出席者：全委員(66人)、経営管理部長、会計管理者、企業局長、がんセンター局長

(3) 議長から知事への意見の提出

議長は、決算特別委員会委員長から提出された意見を知事に文書で提出する。

各派代表者会議申し合わせ事項

(平成 25 年 9 月 17 日了承)

Ⅳ 決算特別委員会の設置及び運営に関する申し合わせについて

決算審査の成果を予算審査に反映し P D C A サイクルの強化を図るため、決算特別委員会（「委員会」という。）の設置及び運営に当たっては次のとおり行う。実施時期は平成 25 年度からとする。

- 1 9 月定例会において委員会を設置し、議長及び監査委員を除く全議員を委員に選任して審査に当たり、11 月上旬に審査を終了して 12 月定例会で各決算の認定を諮る。
- 2 委員会に常任委員会を単位とした分科会を設け、常任委員会が所管する部局の審査に当たる。ただし議会事務局は総務分科会が審査に当たる。
- 3 分科会の審査日程は 3 日間として全分科会を同時開催で行う。分科会長は、審査の過程で委員から出された決算に関する意見を集約・整理し、分科会意見として決定する。
- 4 委員長は、分科会の審査終了後、分科会長から提出された分科会意見を集約・整理し、委員会意見として決定し、閉会后、議長へ提出する。
- 5 議長は、委員長から提出された意見を知事に文書で提出する。